

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正し、平成 年 月 日から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

占 出 線

占 出 幅

次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。

次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。

特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
[略]	[略]
十一 915.7MHzを超え928.1MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	
1 告示第42号第1項第3号(一)及び第10項第2号(一)アのもの	200kHz
2 告示第42号第1項第3号(二)及び第10項第2号(一)イのもの	400kHz
3 告示第42号第1項第3号(三)及び第10項第2号(一)ウのもの	600kHz
4 告示第42号第1項第3号(四)及び第10項第2号(一)エのもの	800kHz
5 告示第42号第1項第3号(五)及び第10項第2号(一)オのもの	1,000kHz
[略]	[略]

特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
[同左]	[同左]
十一 915.7MHzを超え928.1MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	
1 告示第42号第1項第4号(一)及び第10項第2号(一)アのもの	200kHz
2 告示第42号第1項第4号(二)及び第10項第2号(一)イのもの	400kHz
3 告示第42号第1項第4号(三)及び第10項第2号(一)ウのもの	600kHz
4 告示第42号第1項第4号(四)及び第10項第2号(一)エのもの	800kHz
5 告示第42号第1項第4号(五)及び第10項第2号(一)オのもの	1,000kHz
[同左]	[同左]

[注 略]

[注 同左]

無線 第廿六[ ]S記号は共記号あり。